

救急告示医療機関の申出等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号。以下「省令」という。)の規定に基づき、次のとおり救急病院及び救急診療所(以下「救急告示医療機関」という。)の申出等の事務取扱いに関し、必要な事項を定める。

(救急告示医療機関の申出)

第2条 病院又は診療所の開設者が省令第1条第1項の規定により新たに救急業務に関し協力を申し出ようとするときは、救急告示医療機関に関する新規申出書(様式第1号)を知事に提出する。

2 救急告示医療機関の開設者は、引き続き救急告示医療機関としての認定を受けようとするときは、救急告示医療機関に関する更新申出書(様式第1号)を知事に提出する。

(申出事項の変更の届出)

第3条 救急告示医療機関の開設者は、前条各号の規定による申出書に記載した事項に変更を生じたときは、救急告示医療機関に関する変更届(様式第2号)を知事に提出する。

(申出の撤回の届出)

第4条 救急告示医療機関の開設者は、省令第1条第1項の規定による申出を撤回しようとするときは、救急告示医療機関に関する撤回届(様式第3号)を知事に提出する。

(書類の経由等)

第5条 この要領に基づき医療機関から知事に提出する書類は、当該医療機関の所在地を所管する保健所を経由するものとする。

(関係機関の意見)

第6条 保健所長は、第2条各項の規定による申出があったときは、当該医療機関の所在地を所轄する消防長、警察署長及び郡市医師会長の意見を聴取し、関係機関の意見書(別紙様式1)を申出書に添付して知事に進達する。

2 保健所長は、第2条第2項の規定による申出書を進達するときは、第1項の添付書類に加えて救急搬送患者数調(別紙様式2)を添付する。

(知事の認定)

第7条 知事は、第2条各項の規定による申出があったときは、前条各項の規定に基づく関係機関の意見等を考慮し、省令第1条第1項の規定により救急告示医療機関として認定する。

(告示・通知等)

第8条 知事は、前条の規定により認定したとき及び第3条の規定による届出のうち医療機関名及び所

在地の変更を受理したときは、省令第2条第1項の規定により告示し、その旨を保健所を経由して当該医療機関の開設者に通知する。

- 2 知事は、第4条の規定による届出を受理したときは、省令第2条第2項の規定により告示し、その旨を保健所を経由して当該医療機関の開設者に通知する。
- 3 保健所長は、第1項から前項までの各項に規定する告示が行われたときは、当該医療機関の所在地を所轄する消防長、警察署長及び郡市医師会長等の関係機関にその旨通知する。

附 則（令和7年5月28日付け7医第87号）

この要領は、令和7年5月28日から適用する。

なお、適用日以前に申し出等があった場合の扱いは、従前の例による。